

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 26 日現在

機関番号：32630

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653019

研究課題名(和文) 脱当事者主義モデルとしての治療的司法に関する比較法的研究

研究課題名(英文) Comparative Study of Therapeutic Jurisprudence as deconstruction of adversary system

研究代表者

指宿 信 (IBUSUKI, Makoto)

成城大学・法学部・教授

研究者番号：70211753

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：「治療的司法」とは、従来の伝統的な刑事裁判に対する観念である当事者主義(検察官と被告人を対等の訴訟当事者と位置づけ、刑事罰の当否を争う対抗型訴訟)に代わって、世界中に広がっている新たな司法観である。すなわち、刑罰や裁判手続を重視するのではなく、加害者(犯罪者)の抱えるさまざまな問題を重視し、その問題を解決することで再犯を防止することに主眼を置いた司法観である。

本研究プロジェクトでは、こうした新旧の司法観の対立、相克を明らかにすると共に、わが国において目指すべき司法の方向性を見出すことに成功した。

研究成果の概要(英文)："Therapeutic Jurisprudence" is a new concept that court proceeding is considered as a kind of tool providing the defendants problem solving way for their rehabilitation in stead of traditional concept, so called adversary system, which has been thought the proceeding as legal battle between prosecutor and defendant.

In this research project, two concepts were analyzed and the difference was defined for renovating the Japanese criminal justice by implementing therapeutic ideas.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：治療的司法 加害者臨床 ドラッグ・コート 問題解決型裁判所 当事者主義

1. 研究開始当初の背景

日本における犯罪統計によれば、逮捕される犯罪者のうち4割以上は前科前歴があるといわれている。この割合が高いことは、日本の刑事司法や刑罰制度に被疑者被告人に対する感銘力がないばかりでなく、被疑者被告人の再犯防止に効果的でない事実を示している。

現在の刑事司法手続は、被告人が罪を犯したか否かを法律的観点からのみ判断し、量刑の場面においても、量刑はもっぱら同種事案との均衡という観点から判断されることが殆どであった。被告人の有罪主張は検察官が証拠を示しておこない、被告人の立場は対立する当事者として捉えられ、被告人は刑事責任を免れたり、あるいは減少させるために弁護人の援助の下で検察側と闘うものだと考えられてきた。法廷はそうした対立する当事者の「戦い」の場面であると位置づけられてきたのである。これを「当事者主義」と専門用語で言う。

こうした旧来の、伝統的な司法観に立つと被告人が抱えている問題は解決されず、そのまま刑罰を受け社会に戻ったり、刑の執行を猶予されて社会に戻ることになる。そうした場合、被告人が犯罪へと至った事情や原因はほとんど解決を見ない。司法制度の側はその解決は行政の問題であり、司法の問題ではないと考えてきた。

しかし、こんにち多くの先進国では、犯罪者の再犯を防止するには単に刑罰で威嚇するだけでは効果はなく、司法制度はより積極的に被告人の抱える問題を見極めそれを除去するよう対処することが期待されていると考えられるようになってきた。こうした考え方、司法観を「治療的司法」と呼ぶ。

日本でも長い間、刑事司法は当事者主義的観点から理解され、被告人の抱える問題の解決は出所後あるいは裁判後に、医療や行政、とりわけ福祉などによって担われるべきだと考えられてきた。

本研究は、こうした旧来の考え方を脱皮して、新たなパラダイムの下で刑事司法を再構築する必要があるとの認識から、海外で進んでいる治療的司法に関する研究状況ならびに、治療的司法の精神に基づいて運用されている裁判実務を調査する必要があるとの見地からスタートすることとなった。

2. 研究の目的

刑事訴訟における手続構造は当事者主義モデルとされてきた。こうした訴追側と被告人側を対置した当事者対抗訴訟モデルではなく、当事者協動的で、介入的な、「治療」を重視した司法観がこんにち英米法圏で広がっている。それが、加害者のかかえる様々な問題を解決し再犯を防止することに主眼を置く「治療法学」の理念であり、それを受けて構築された「治療的司法モデル」であり、その実践例として展開される「問題解決型裁

判所」である。本研究プロジェクトは、こうした治療法学に基づく海外の制度や手続、特に様々な治療プログラムを調査研究し、わが国においても同じ機能を営んでいる官民の諸機関、諸セクターをいかに治療的司法へと統合させ、更に拡充させるべきかを検討しようとする。そして、理論面においては、「脱」当事者主義モデルとして新しい手続構造モデル論を構築しようというチャレンジングな課題を持っている。

3. 研究の方法

第一：海外調査と海外ネットワークの構築

カナダならびにオーストラリアにおける問題解決型裁判所の実働状況や管理運営方針等の調査をおこない、再犯率等の成果を収集する。また、脱当事者モデルへの理論的批判や実際の問題点等も調査する

第二：専門的研究会の立ち上げ

治療的司法に関わる法社会学、臨床心理学、社会心理学、刑事訴訟法学、刑法学(量刑論)等の専門家を連携研究者として「治療的司法研究会」を開催し、わが国における問題解決型司法の導入に向けた諸科学の知見を集約する。

第三：社会的リソースの調査と情報交換

社会内で既におこなわれている各種の依存症対策や常習者対策のプログラムなどをいかに取り込んでいけるかについて、リソースを調査し治療的司法モデルへの親和性を調査する。

4. 研究成果

第一：海外調査の実施と海外ネットワークの構築

オーストラリアについて、法制度と運用実態について現地調査ならびにヒアリングを実施し、資料収集と文献研究をおこなった。また、カナダやオーストラリアの問題解決型裁判所の関係者とネットワークを構築し、情報収集を容易にする体制が生まれた。

文献調査ならびに現地調査によって、オーストラリアでは次のようなプログラムが州レベルで備えられていることがわかった

具体的にオーストラリアで展開されている問題解決型裁判所の例は、「ドメスティック・バイオレンス」に対応した DV コート、薬物犯罪に対応したドラッグ・コート、そして、精神障害者の犯罪者に対応したメンタル・ヘルス・コート (MHC) である。

たとえば、南オーストラリア州の DV コートの場合、男性は第一に過去の暴力歴や虐待歴と向き合う、第二にそうした暴力や虐待が家族や自身の問題の源になっていることを理解する、第三に自身の暴力や虐待行動を減少させるために歩み出すという意思表示をする、という三つのステップを踏む。このブ

プログラムには男性のみならず被害者である（元）配偶者や子供も参与でき、カウンセリングや代理、情報提供も受けられる。クィーンズランド州のドラッグ・コートの場合は、実刑処分の代替措置として集中的な薬物治療プログラムを裁判所が提示できる。ただし、対象者に暴力前科や性犯罪前科がないことが条件となる。対象者が課されたりハビリ・プログラムに従事しなかった場合、あらかじめ設定された量刑に服するため収容施設に移される。タスマニア州のMHCでは、手続きに同意した対象者のみが参加を許され、まず、担当官による適性判断、裁判所によるディバージョン決定、治療プログラムの実施、プログラムに対する裁判所の観察評価、プログラム後の量刑決定、という手順で進む。

2013年7月には、国際法と精神医療会議の治療的司法セッションにおいて、「日本における治療的司法の現在」と題して、萌芽的状况にある日本の現状を報告した。この会議への参加によって、世界に広がる治療的司法の研究者と実践者との交流が生まれ、ネットワークの構築ができた。

第二：治療法学概念の確立

犯罪者のかかえる問題の「解決」＝「治療」を優先するため、介入的で非当事者主義的司法モデルを実現する上での理論的基盤を提供するのが治療法学概念である。そこで、法律学の理論的検討として、制度運用にあたって理論的な基礎を明らかにし、従来の当事者主義的司法観との対比を明示しておく必要がある。研究の結果、別図のように治療法学の指し示す司法観との比較を整理することができた。

伝統的当事者主義的司法観	治療的司法による司法観
紛争解決	問題解決・紛争回避
法的結論志向	治療的效果志向
弾劾型訴訟	協調型訴訟
事件志向的	市民共同体志向的
権利ベース	利益ベース
法の解釈重視	科学を重視
過去志向	未来志向
先例重視	計画重視
少ない参加者	広い範囲の参加者
個人主義	相互主義
形式主義	非形式主義
効率性重視	効果重視
コンプライアンス重視	改善達成、矯正達成による評価

このように、伝統的な当事者主義的司法観に対し、治療法学の司法観はまったく異なる地平に立った司法の営みを目指そうとする。このような志向性を明示し、更にそれぞれの特徴点（対立点）を掘り下げていくことが理論研究としておこなわれる必要があることがわかった。

第三：治療サプライヤーの調査と投入可能性の調査

続いて、比較法的な調査と平行して、治療的司法モデルのわが国における実現可能性を検討するため、社会的リソースの適用可能性と様々な社会内の治療プログラムを裁判所主導の処遇として利用する可能性を模索した。

既に、日本においても様々な領域の「治療メニュー」（すなわち、治療的司法における「治療」サプライヤー）が存在することが調査の結果わかった。そうした治療的サプライヤーの存在と役割を明確にすることができれば、治療的司法をわが国に持ち込むことのできる可能性があること、そして、その際の障がいの原因、それに対する対策や施策の必要性が明らかになった。

サプライヤーとして確認されたものとして、具体的には、1) 薬物治療プログラムや脱依存症プログラムの専門家、2) 対衝動療法（クレプトマニア）や性依存症、ドメスティック・バイオレンス加害者の治療サプライヤー、3) 情状弁護を提供する量刑論や矯正理論の専門家、4) 保護観察プログラムや社会復帰援助の専門家、たとえば社会福祉士、5) 臨床心理学者、などである。

まとめ：治療的司法研究会の立ち上げと国際学会への挑戦

以上のような調査研究とネットワーク構築の成果として、治療的司法概念に理解を示し、問題意識を共有する異なる分野の研究者集団により治療的司法研究会を立ち上げることができた。また、そのメンバーと共に代表として申請した科学研究費基盤B「治療的司法論の理論的展望と日本的展開：当事者主義司法の脱構築に関する学融的研究」（法学：刑事法学）の平成26年度から三カ年の採択が決まった。平成26年6月にはこうした新しい刑事司法の在り方に共鳴する実務家（弁護士を中心）と共に、治療的司法研究会を立正大学で開催、今後も継続的に研究会を開催することとなった。

加えて、国際的な治療的司法研究の交流の場である、法と精神医療国際会議2015へのチームとしての分科会申請をおこない、日本における治療的司法の実践について報告する予定である。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計2件)

指宿信、法と人間科学から見た加害者臨床の展望、法と心理学会、2013年10月13日、九州大学

Ibusuki, Makoto、Current Situation of Therapeutic Approach in Japan、33rd International Congress on Law and Mental Health、2013年7月15日、アムステルダム

〔図書〕(計1件)

指宿信、治療的司法、廣井亮一編『加害者臨床』、2012、240-251

6. 研究組織

(1)研究代表者

指宿 信 (IBUSUKI, Makoto)

成城大学・法学部・教授

研究者番号：70211753